[設門]] ×は、本件命令の差止めの訴え(行政事件訴訟は(以下略)3条7 項)を提起することが考えられる。 2、ます、本件命分については、公権力の主体化力1也方公共団体の Y市外命令を発し、当談命令に基づき、X日本件取扱所の 粉転も余儀はくさせかものである。そして、本件命会の発付は、 1月防1ま12年20見に基づも1日されわものである。したがって、本件命令 13、被处分在のほ伴関係を重動させわものであり、「处分」で あるといえね、 第 3. また、「一定の」と日、散判所心判断可能母程度に处分が特 走されていることをいり、本件では、裁判所は本件命をについし 差止めも行えはよいから、判断が可能といえる。 したがって、存行命をは一定の外分に当たる。 4. 次に、訴えの提起のためには、重大は損害を生むかかを肌」 があわことを要りた。 ここで、重大は損害」では、一定のた分が行されん後に、取 1自訴訟を提起して、執行の停止ねでにより、教情が国的の 損毒のことをいうと解りな。そして、当該有無の判断18、37年の4 第2項も考慮して判断りか。 本件の場合、本件介全にも)×私が被力損失は、本件取扱所 の粉動であるにめ、その貫用でいう経済的損失のようにも思えか。 しかし、丫中では初転命をが発行された場合には、直ちにつてブ サイトでな表されかことなけっており、XII ENICIの優奏の信

用の夫族ということが考えられる。そして、当該信用については、 公表と同時10低下が始まろものであり、時間が経過してか 回復も図ることは極めて困難である。 しんがって、Xに生ずの損害は、重大は損害」に当たり。 5、また、本行では、個別ほい特段の软件規定は存在です。 できっ損害を避けるにめ他に直当は方はがあかてき」には 当にかしかい。 6、さらに、XXIでは、自身がた分の名を人であることから、原言 高格(目各3項)も認められる。 第 7、 己に、丫中は、「九分各…をしん行政方」として被告局格を き角まな (38条、11条(項)。 み、以上をり、X1上記の新元の写作は光たされる。 [說問2] 本件基準をもとにしていたについて 問 (1)まず、本件基準については、ほか、特別の考征も定めれるの 10日当に5月、下市が独自で走の化ものでして、行政規則 に当たる。当該行政規則については、法的均東力を自しない。 もっとも、本件基準は、本件命令も発りな際の、本件教量基準 であるといれるいか。 (a) 危険物政定19条1頃,9条1号12月11日、市町村長等が 安全であると認めに場合は、一当談距離ですからてかでき る」としていり、していかって、市長には効果裁量があかまうにも 思われる。 2,

まれ、当該危険物の取扱いについては、中町科にかける周囲 の状況はでも踏まえし美情に応じん判断が求めかれる。つか 専門技術的は判断が来のられのものでもある しながらし、科集準の設定につき、Y市長には裁量が認 められる. (3) 己れでは、本件裁量基準に合理性は認められなか。認め られる場合にかいては、本件基準ももとい本件命会を発しても 原則10. 產法で1001日い。 まり、本件基準ののには、起循条件が設定されている。当該 第一条作は、信教の上限を設定すかかのであか。モレて、この上限し ついては、50という他の状況も考慮しい解の引き下げ値でして 1月相当日教値で考えられる。そのにめ、紅梅条件の設定に ついて17、合理的である。 一次に、基件基準の②には、短循限界距離が設定されて いる。当該距離においては、従来の保安距離が30×-トルで あったしても考慮するて、防災措置も施りててにより、引き下 。けられる距離でして相当はものと降りからてができる。その しめ、知作限界距離の設定についても合理的である。 以上もり、本件基準は合理性を有するものである。 (ナ) もってき、本件基準が合理性も有力放量基準であった 、としても、た分の相手方の夫情も踏まえずして、機種的し 本件基準も通用して、人分を下りことは、個別事情考慮義務 産反でして、 裁量の免脱・塩用(30条)ではお。

本件で18. X13. 本件基準③の定のな高も以上の防火塀の 設置やほをで表務付けられな水準以上の博大設備を 増設する用意があると主張していた。 表は、1月防12/2条 | 嗅料: 取扱所の管理有13 10条4項の 教術上の基準に再合りなよりに推特しはければねらず、これは 防災も目的ですることにある。そして、この基準も中長が政会に むり走のわことができかとりかことから、当該基準は防災の観点 から設定かはこれたものといえか。しながって、③の内容にたじて、 孝件①、②についてきる軟心解りか年地はある。 第 これを本件いついてけると、本件取扱所で本件奔発場との , 延龍は (タメート(しであり、短角を手でわりか2メートル届いてい しょいんけである。まに、本件取扱所の信数は55であり、短船 条件いこれもわずからだけ届いていないだけである。そうまな と、③の内をは第である程度、まかはえの教値である。 しながって、本件では、Xが国いおけか措置でして、上記の内奈 色主張している以上、防災の目的は美現できるで考えられる。 。中文に、本件基準を機械的心意用したでに、下市長の 、行為には、数量の追脱、監用が認められる。 2. 危険物政会23条についひ (1) 同条を色産用しなかったことにつき、Y市長ル裁量の展開 - 15用が認められるか。 (2) まず、同条には「できる」いり文言から下市長い日効果教 量が認められているよかに思われる。そして、同条には、各判断

内容が規定でれており、これかの判断には専門技術的行地 見も多りなものである しんかて、23年の角用には丁草には截量が認められた。 (3) それでは、9年1頃で23年とり関係をいかに解りかか。 23年については、9年の規定を度返しにして、后規定事由 も考慮のもと、例外を認める規定である。そうなでりれば、 9条1項の適用により、対处できか事業においては、23条の 直用の余地はほかで解りなのが担当である。 (4) しれがって、丫布長が23条を局用しはかっしててもって、 第一裁量の處院、造用があったでは認められない。 [設問3] 1· X12. Y中に損失補賃も請求できわか。 2. 表は29条3項に引、損失補債の請求が認められている のは、個人の利益を犠牲のもと、公益も上げることは、公平 の原則に反りろからである。 そこで、Xが視力損失が「特別の犠牲」に当れるかでうか 。は、①当該犠牲が個別的又は一般的なもののでろかか、 ② 財政産権の内在的制的では言えずれ、受思限度も起 えなものとして、財産権の本質もも侵害する程度であかか どうかび判断する。 30)本件では、①本件命を日Xル料に発せられてものであり、 その内をは個別的なものでいえる。 (b) それでは、日についてはでりか。

1月防江12条18、10年9項の設納上の基準に適合りからう 1し維持する義務を課している。そのりかて、見牧所の所有着は 絶えず、上記義務を順うりか必要があるでいえか。これは、 防災目的であり、自秘科目的でありて解される。そこで、 ②について、財産権の内在的制行であるかについては、取扱 所の所有者が、取扱所の設置の時期心、取扱所が本件 命をにより初転数務を免れないと想定でもにかどうか 12月って判断りかできである。 本件では、本件葬器・場は、平成26年の都市計画は足で 第一建築が可能ではった化め、XX首業を開始しい平成17年 明点では、粉転とはかこても想定できはかっしょうにも思える。 しかし、当時にかいても、政会19条1項、9条1項口が是め る学校や病院が建築され、形転が原教はくされる 門はおきれかあっしことには変めりかはい。したかって、XIA 手成17年時点にかいても、初転ではかてていつき規定が できり状況にあってきえか。 「1·1、Xの被力镦镦性13、别座雅の内在的利的と言わ ごかを得ない。 4、以上もり、×によか上記請求は認められない。